

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道人事委員会
北海道監査委員
北海道議会
北海道企業局

訓令第1号

庁 中 一 般
部 局

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年3月21日

北海道知事 高橋 はるみ
北海道選挙管理委員会委員長 永井 利幸
北海道人事委員会委員長 中澤 義則
北海道代表監査委員 太田 博
北海道議会議長 喜多 龍一
北海道公営企業管理者 成田 一憲

北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

北海道職員安全衛生管理規程（平成16年北海道・北海道選挙管理委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「並びにこれらに準ずる者」を削る。

第23条第2項中「の会議」を削り、「の出席をもって成立する」を「が出席しなければ、会議を開くことができない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条第4項中「に規定する」を「の規定による」に、「第32条第3項」を「第32条第5項」に改める。

第28条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第31条第1項中「産業医、」、「又は総括精神保健産業医（以下「産業医等」という。）」及び「所属長及び」を削り、同条第2項中「所属長は、産業医等」を「総括安全衛生管理者は、総括産業医」に改め、同条第3項中「所属長」を「総括安全衛生管理者」に、「総括安全衛生管理者に報告しなければならない」を「当該健康管理区分を、所属長に通知するとともに、健康診断の結果と併せて当該職員に通知するものとする」に改め、同条第4項を削る。

第32条第1項中「長期療養」を「療養」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 所属長は、健康管理区分の変更願の提出があったときは、産業医、総括産業医、精神保健医又は総括精神保健産業医（以下「産業医等」という。）に当該職員の健康管理区分を

目次 ページ

北海道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員
北海道議会
北海道企業局

訓令

○北海道職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………（職員厚生課）	47
告 示	
○家畜伝染病検査の命令……………（畜産振興課）	48
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	49
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	49
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	50
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	50
○道路の供用の開始……………（道路課）	51
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	51
○宅地建物取引業務の停止処分……………（建築指導課）	51
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	51

北海道
北海道選挙管理委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員
北海道議会
北海道企業局

訓令

北海道
北海道選挙管理委員会

- 1(1) 実施の目的
牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の市町村名 実 施 の 期 日
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
千 歳 市 平成24年 5 月 1 日から 7 月 13 日まで
蘭 越 町 同 5 月 21 日から 6 月 22 日まで
鷹 栖 町 同 4 月 1 日から 8 月 10 日まで
比 布 町 同
上 富 良 野 町 同
中 富 良 野 町 同
猿 払 村 同 5 月 7 日から 7 月 6 日まで
津 別 町 同 5 月 7 日から 7 月 27 日まで
清 里 町 同 4 月 2 日から 6 月 15 日まで
遠 軽 町 同 5 月 14 日から 9 月 14 日まで
帯 広 市 同 8 月 20 日から 11 月 30 日まで
幕 別 町 同 4 月 2 日から 8 月 31 日まで
豊 頃 町 同 6 月 4 日から 8 月 10 日まで
根 室 市 同 4 月 2 日から 11 月 30 日まで
中 標 津 町 同
標 津 町 同
羅 白 町 同
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。
- 2(1) 実施の目的
牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の市町村名 実 施 の 期 日
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
苦 小 牧 市 平成24年度 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
洞 爺 湖 町 同
鷹 栖 町 同 4 月 1 日から 8 月 10 日まで
比 布 町 同

判定させるものとする。この場合において、産業医等は、必要があると認めるときは、当該職員と面談するものとする。

第32条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 所属長は、前項の規定にかかわらず、1か月以上の療養後に職場に復帰しようとする場合であって精神及び行動の障害その他これに準ずる障害に係る健康管理区分の変更を行うときは、健康管理審査会に判定を求めるものとする。

5 所属長は、第3項の規定による産業医等の判定又は前項の規定による健康管理審査会の判定、産業医等の意見、職員の勤務条件等を十分勘案して、健康管理区分の変更を決定する。

第37条第2項中「精神保健医又は」を削る。

第38条第1項中「産業医等」の次に「（精神保健医及び総括精神保健産業医を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 所属長は、必要があると認める場合は、前項の規定による報告に係る職員に産業医等と面談させるものとする。この場合において、所属長は、産業医等から当該職員に係る健康管理上の助言又は指導を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

第39条第1項を削り、同条第2項中「所属長は」を「所属長、産業医等、保健師その他関係職員は、職員の健康情報の取扱いに際して、個人情報保護に留意するものとし」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「産業医」を「所属長」に、「保管する」を「当該職員の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

別表第4 C 2 の項の次に次のように加える。

D 1	平 常	要 医 療	平常に勤務してよいが、医師による直接の医療行為を必要とする。	医療機関のあっせん等により適切な治療を受けさせるようにする。
-----	-----	-------	--------------------------------	--------------------------------

附 則

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

告 示

北海道告示第171号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成24年 3 月 21 日

上 富 良 野 町 平成24年度 4 月 1 日から 8 月 10 日まで
中 富 良 野 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

3 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成24年 3 月 22 日から 20 日間、一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 21 日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
南角田南部	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
奈井江瑞穂	農業用排水施設	同
有 珠 山 麓	農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、除礫、農用地造成	北海道胆振総合振興局

北海道告示第173号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年 3 月 21 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡音威子府村字チセ子シリ293の 1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字チセ子シリ293の 1（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字若園62の 5・91の 1・95の 3・316・338・340・354の 1・359の 1（以上 8 筆について次の図に示す部分に限る。）、336、355

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡音威子府村字モノマナイ292の 1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字モノマナイ292の 1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4 (1) 保安林予定森林の所在場所 富良野市字山部581の 2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡中川町字豊里23の3・32の1・32の2・32の9
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、23の1、23の2、23の4、32の4、32の5、32の10、32の14

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに富良野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第174号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年3月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡当麻町5033の1・5033の5（以上2筆について
次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び当麻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年3月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
厚真町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに石狩市役所及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第176号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鶴居村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年農林水産省告示第446号のとおりである。

平成24年3月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

阿寒郡鶴居村字幌呂原野445、447所在の森林について所有権を有する 萩原 善藏

北海道告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 上川停車場線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	上川郡上川町南町149番1地先から 同郡上川町川端町38番11地先まで	H24. 3.23
道道 根室港線 北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部	根室市本町4丁目74番1地先から 同市弥栄町1丁目国有地地先まで 根室市弥栄町1丁目国有地地先から 同市弥栄町1丁目18番地先まで	H24. 3.21 同

北海道告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類	道道
2 路線名	枝幸音威子府線
3 道路の区域	
区 間	変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

枝幸郡枝幸町歌登中央897番4地先から 同郡枝幸町歌登中央335番126地先まで	前	9.44mから 32.23mまで	1,475.00m	――
	後	14.82mから 35.68mまで	1,475.00m	――

北海道告示第179号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成24年3月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 商号又は名称	有限会社カントリーハウス
2 代表者氏名	代表取締役 福多 俊彦
3 主たる事務所の所在地	余市郡余市町大川町7丁目65番地
4 免許証番号	北海道知事 後志(4)第364号
5 業務停止の期間	平成24年3月21日から平成24年3月30日までの10日間
6 業務停止の範囲	宅地建物取引業の全業務

総合振興局告示及び
振興局告示

北海道空知総合振興局告示第19号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年3月21日

北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二

1 落札者に係る物品等の名称（複写機等の賃貸借）及び数量	
(1) 拡張機能付き大型デジタル複写機等の賃貸借 一式（3台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）	
(2) デジタルカラー複写機等（プリンタ・スキャナ機能付き）の賃貸借 一式（8台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）	
2 落札を決定した日	平成24年3月6日
3 落札者の氏名及び住所	
(1)ア 氏 名	株式会社エム・マツバラ
イ 住 所	札幌市豊平区東月寒4条9丁目5番11号

(2)ア 氏 名 株式会社大和商会
イ 住 所 岩見沢市 6 条東 3 丁目

4 落札金額

(1) 基本料金 70,000円
複写料金 1 カウントから1,000カウントまで 7.70円
1,001カウント以上 7.70円

(2) 基本料金 36,300円
複写料金 フルカラー 1枚から10,000枚まで 5.19円
10,001枚から20,000枚まで 5.05円
20,001枚以上 5.05円
モノカラー 1枚から 1,000枚まで 2.96円
1,001枚から 4,000枚まで 2.96円
4,001枚以上 2.90円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年 1 月24日付け北海道空知総合振興局告示第 2 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目
